

「断続的労働に従事する者」に対する減額特例許可申請

【提出前にチェックしてみましょう！】

- ※ 申請内容に不備がある場合、補正をお願いすることがあります。
- ※ ご不明な点は、申請書提出先の労働基準監督署へお問い合わせください。
- ※ 申請書は、所轄労働基準監督署に2部提出してください。

① 「申請書標題()」

- ()内には、個別に許可を受けようとする場合は「個人」と、⑥「業務の種類」・⑦「労働の態様」が同じ複数の労働者について、包括的に申請する場合は「包括」と記入していますか？
(就労場所が異なる労働者を包括的に申請することはできません。)

② 「事業の種類」

- 日本標準産業分類の小分類により記入していますか？
(最低賃金適用業種を特定する必要がありますので、ご不明の際は、お問い合わせください。)

③ 「事業の名称」

- 法人名又は個人事業名(屋号)に加え、「本社」「〇〇工場」等、減額対象労働者が就労する事業場を特定できる名称を記入していますか？
- 減額対象労働者が就労する作業場が、単に作業を行うのみで、労務管理等を行っていない場合は、作業場を管理する直近上位の事業場の名称を表記し、「(〇〇作業所)」等、作業場の名称を括弧書きで付記してください。

④ 「事業場の所在地」

- 減額対象労働者が就労する作業場が、単に作業を行うのみで、労務管理等を行っていない場合は、作業場を管理する直近上位の事業場の所在地を表記し、作業場の所在地を括弧書きで付記してください。

⑤ 「減額の特例許可を受けようとする労働者」

- 許可を受けようとする労働者の氏名、性別及び生年月日を正確に記入していますか？
- 包括申請の場合には、許可を受けようとする労働者の人数を記載し、その氏名、性別及び生年月日を記載していますか？(記入欄が足りない場合は、「包括〇名、別紙のとおり」と記載し、別紙に記入して添付してください。)
- 許可を受けようとする労働者との労働契約締結後の申請となっていますか？
(雇用契約期間が判る資料を添付してください。)

⑥ 「従事させようとする業務の種類」

- 減額対象労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入して、許可する業務の種類を特定していますか？(記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。)

⑦ 「労働の態様」

- 始業・終業の時刻、休日の定め、作業の内容、作業量等を詳細に記入していますか？
- 常態として断続的労働が行われていることを詳細に記入していますか？
(記入欄が足りない場合は、所定労働時間数、所定休日日数、各労働日ごとの始業・終業時刻、休憩時間数(労働から離れることを保障された時間)、実作業時間数、手待ち時間数、実作業の内容ごとの開始時間並びに所要時間等を別紙に記入して添付してください。参考様式や作成方法等については、お問い合わせください。)
- 実作業時間数及び手待ち時間数は、日報等に記載される作業実態に基づいていますか？
(仮眠は可能なものの緊急時の対応等で待機が必要な時間は、手待ち時間にしてください。)

⑧ 「実作業時間数と手待ち時間数」

- 1勤務における実作業時間数と手待ち時間数を記入していますか？
- 日によって所定労働時間数、実作業時間数及び手待ち時間数が異なる場合、所定労働時間数、実作業時間数及び手待ち時間数が一律となる一定の期間（例：1週、1箇月等）を特定し、その期間を平均して1日あたりの所定労働時間数、実作業時間数及び手待ち時間数を算出していますか？（計算方法が不明な場合は、お問い合わせください。）

⑨ 「減額の特例許可を必要とする理由等」

- 減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入していますか？（記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。）
- 常態として作業が間欠的で、労働時間中において、手待ち時間が実作業時間を上回っていますか？（最低賃金法第7条第4号の許可基準に該当する理由としてください。）

⑩ 「減額の特例を受けようとする最低賃金」

- 許可を受けようとする労働者に適用される最低賃金の件名及び金額を記入していますか？（件名「長野県最低賃金」、金額「〇〇〇円」等）
- 地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方の許可を受ける場合、それぞれの件名及び金額を、「件名：①長野県最低賃金・②各種商品小売業最低賃金、金額：①〇〇〇円・②△△△円」等、すべて記入していますか？

⑪ 「支払おうとする賃金」－「金額」

- 減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験等を総合的に勘案して定めた減額率に対応した金額を記入していますか？
- 精皆勤手当、家族手当、通勤手当等最低賃金法第4条第3項の賃金を除外していますか？

⑫ 「支払おうとする賃金」－「減額率」

- 手待ち時間数に100分の40を乗じて得た時間数を所定労働時間数で除して得た率を、減額できる率の上限として算出していますか？
- 減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを勘案して、総合的に減額率を定めて、記入していますか？
- 総合的に勘案した結果として申請する減額率が、労働能率の程度に応じて算出される減額率上限値以下となっていますか？
- 小数点以下が生じた場合、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までとしていますか？

⑬ 「支払おうとする賃金」－「理由」

- 法令、許可基準に基づき当該減額率を定めた理由を記入していますか？（記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。）

⑭ 「都道府県労働局長」（申請先）

- 申請先の労働局長名を記入していますか？
※ 減額対象労働者が派遣労働者の場合の申請先は、派遣元事業場を管轄する都道府県労働局長となり、申請先も派遣元事業場を管轄する労働基準監督署となります。

⑮ 「使用者」（申請者）

- 法人又は個人事業を代表して申請する権限を有する方が、記名または署名していますか？